

平成 28 年度第 1 回我孫子市公契約審議会 議事概要

1. 会議の名称 我孫子市公契約審議会
2. 開催日時 平成 28 年 8 月 24 日（水）午後 2 時から午後 3 時 5 分
3. 開催場所 議会棟 A B 会議室
4. 出席者
 - (1) 委員
佐藤恭一会長、上村英生委員、中井達也委員、阿部和美委員、
福島慎太郎委員、秦英準委員
欠席者 なし
 - (2) 事務局
日暮総務部長、川村総務部次長、佐藤契約検査室長、須賀課長補佐、
枝村主査、宮川主任
5. 議題
 - (1) 平成 28 年度公契約条例の執行状況について
 - (2) 賃金支払報告対象労働者の見直しについて
6. 公開・非公開の別 公開
7. 傍聴者 1 名
8. 会議の内容
総務部長の挨拶
職員の紹介
9. 議事
 - (1) 平成 28 年度公契約条例の執行状況について
事務局：平成 28 年度公契約条例の執行状況について、資料に基づき説明した。
会 長：事務局の説明について、質問や意見を求めた。
委 員：16 ページの賃金報告書は、その後訂正されたか。
事務局：再提出があり、審査後に確定した。
委員長：この支払実績賃金単価は、もっと高くなるはずだ。報告書を作成する
際、業者が混乱しているのではないか。
事務局：報告書作成で質問が多いのは、「月毎に支給される手当等」の項目で、
対象となる手当がわからないようだ。
委 員：始まってみて事務局が想定した煩雑さか、それを超えるものだったか。
事務局：先進市から煩雑になるとは聞いていた。実際には 4 月の報告の審査が

終了していない。事業者は何度も来庁したり、多数の電話問合せがあり、対応に右往左往した。そのため追加のマニュアルを作成したが、皆さんのご意見を参考にしながら版を重ねたい。

委員：野田市も最初は大変だったらしい。慣れば改善されるらしいので、頑張ってもらいたい。不具合が改善されれば、事業者からの報告も順調になると期待する。今後は、工事の案件も増えるので改善されたい。

委員：未終了案件が37件だが、原因は事務作業量が多いためか。

事務局：照会や確認作業が2～3回になって時間が掛かる。事業者も賃金に関わるため、内部の調整に時間を要している。

事務局：市は、チェックリストで指摘しているが、相当数の指摘事項がある。開始間もないため、事業者も市も不慣れだ。しかし、条例に規定された契約のため、しっかりと取り組みたい。

委員：下請け業者で報告を拒否するような者はいないか。

事務局：今回の報告書提出に際し、元請から下請に公契約であることが十分に伝わらず、下請けから市に問い合わせが寄せられた。下請に抵抗もあったが、書類を直接市に提出できる旨を伝え、理解が得られた。

委員：是正指示をした下請業者が倒産したり、労働者がいなくなるなど、是正できない場合、他市はどのように対応するのか。

事務局：事例として聞いていない。可能性はあるが、現時点で対応を検討していない。

委員：先行自治体で是正された業者を把握しているか。

事務局：把握していない。

委員：審査に時間を要し、是正対象の業者や労働者が不明となり、是正できない可能性がある。対応を考えるべきだ。

事務局：審査の速度を上げる必要性を感じているが、1回目の審査をしっかりと行い、手法を確立して次に生かしていきたい。

委員：指摘事項の回答時期を決めているか。

事務局：簡単なものは電話で済ませている。賃金に関係するものは、事業者側の意思決定が必要な場合があり、時間がかかっている。

事務局：指摘事項は速やかに是正してもらうのが基本なので、事業所に早期対応を促していく。

委員：審査未終了が37件あるが最終報告は、次回に可能か。

事務局：第2回目の提出期限は11月10日で、次の報告も上がってくる。事業

者には、早めに提出するように促したい。

委員：指定管理は、下請が可能か。

事務局：業務委託と同じように可能だ。指定管理は主に施設の総合管理をやっており、下請を使っている。

委員：資料の 18 ページに「4 月分に遡り時間数を増加して」とあるが、時間数が増えると計算上の単価も下がり、賃金台帳にも記録が残り、好ましくない。

事務局：差額分を時間に換算して上乘せすると思われる。是正方法は、業者に任せているが、指摘の中で注意したい。

事務局：下限額を下回った 2 者は、しっかりと改善結果を確認する。

会長：(1) については、中間報告という形で報告を受けたものとする。

(2) 賃金支払報告対象労働者の見直しについて

事務局：賃金支払報告対象労働者の見直しについて、資料に基づき説明した。

委員：対象を自動ドアやエレベーターの保守点検を想定している。例えば、不具合を見つけた翌日に作業した場合、対象になるのか。

事務局：スポット的なものや臨時的な状況は含まないように、定義の仕方を検討したい。

委員：条例第 2 条の労働者等の定義は、どのようなものか。

事務局：条例第 2 条第 5 号の労働者等の定義を読み上げた。

委員：自動ドアやエレベーターの保守点検をする者は、労働者の定義に入らないのではないか。

事務局：アの「受注者または下請負者に雇用され」に該当する。作業が 30 分以上になると該当する。

委員：「専ら」という表現は、解釈の余地を生む。工事又は製造の請負契約に係る場合は、労働時間数に関わらず「専ら」に該当する。分離的な表現となり、工事の場合は 1 日だけ工事に関わっても「専ら」と見なす。しかし、工事又は製造以外の請負契約に係る業務の場合は、該当しない。「専ら」という分離の解釈を業種によって使い分けるのは、文言上不可能でないか。市の解釈どおりに業者が解釈するとは限らない。規則で定義し、業者からの問い合わせにも判断できるようにしてはどうか。

事務局：ご指摘を踏まえ、政策法務室で協議したい。

委員：ガラス清掃のように年間 3 回や 4 回の場合も含まれるような解釈にし

てはどうか。

事務局：隔月には、2か月や3か月おきも含める解釈としているが、誤解のない明確な表現としたい。

委員：一人親方のあり方を明確にすべきだ。エレベーターの保守は、資材や機械を持ち込み、その責任でやっている。条例に定義した労働者に含めるか疑問で、該当しないと思う。

事務局：現時点で一人親方の報告がない。今後、工事等で報告が出れば実体が見え、どうあるべきか分かる。受注者が煩雑にならないよう、かつ、下限額以下にならないよう、皆さんと相談しながら検討する。

委員：委託と工事で「専ら」の定義が違うのは疑問だ。エレベーターを点検する者も条例で守る労働者である。賃金が高そうだからと外すのは、条例の趣旨に合わない。工事でも月に1回しか来ない者もいるが、公共工事だから含めるというのは矛盾だ。「専ら」の解釈が異なるのは、役所側の都合がよすぎる。

事務局：文言に誤解のないよう、規則の活用などを政策法務室に確認する。

会長：今回、出された意見を汲んでいただきたい。

事務局：条例は、12月の定例案に提案したい。10月に審議会を開催予定であり、報告したい。

会長：他にありませんか。ありませんので閉会します。

事務局：その他として、次の開催日を10月27日（木）午後2時から第1委員会室とした。